

## JODAナショナルチーム 最終選考会 2017 江の島



## 計測指示書

1. **規則** セーリング競技規則/セーリング装備規則 2017-2020 国際OP級クラス規則 2016
2. **一般要件** 日本OP協会 および主催者によって任命された計測員は大会計測に対し責任を持つものとします。  
装備の検査が 計測員の要求を満たした時、艇は 競技する資格があります。
3. **レース前計測**
  - 3.1.(a) 原則として 選手、コーチ、監督 以外の人は、計測場に入場しないで下さい。
  - 3.1.(b) 選手の欠場に理由がある場合には、責任ある代理人が選手に代わって 計測に立ち会えます。
- 3.2 **計測受付: ステーション A**
  - 3.2.(a) 計測予約した時間に、①大会計測用紙、②レジストブック (計測証明書) を提出すること。
  - 3.2.(b) 実際にレースで使用する装備品の 計測証明書だけを (付箋を付けるなどして) 用意して下さい。
- 3.3 **フォイル: ステーション B**
  - 3.3.(a) シリアルNo. の一致
  - 3.3.(b) ダガーボード にハンドルと認められるロープがついていないか?
- 3.4 **スパー: ステーション C**
  - 3.4.(a) シリアルNo.の一致
  - 3.4.(b) マスト = カラーバンドは ハッキリと記されているか?
  - 3.4.(c) ブーム = バングロープの長さが、臙装した状態で ブームまで届かないこと。
- 3.5 **ハル: ステーション D**
  - 3.5.(a) ブラークNo. の一致
  - 3.5.(b) ハルは広告規程に適合していること。(WS規程 20.3.3 および クラス規則 2.8)
    - ハルの前方40%に 本大会に関係のないスポンサー広告があれば 剥がさねばなりません。  
(建造者のマークは 競技者の広告ではないので 消す必要はありません。)
  - 3.5.(c) もやいロープは 長さ8m 以上で 浮く材質か?
- 3.6 **セール: ステーション E**
  - 3.6.(a) セールラベル/ボタン No. の一致
  - 3.6.(b) セールの **デジタル国籍文字/ナンバー**は、2016年 8月15日 以降に、  
新品 または セールナンバー変更の再計測 として計測証明されたセールの使用は規制される。  
→ **タック付近にある 計測員サインの日付が8月14日以前のセールはOKです。**
- 3.7 **計測完了: ステーション A**
  - 3.7.(a) 計測が完了したら 計測用紙 に計測員のサインがある事を確認して、受付へ提出すること。
  - 3.7.(b) 計測場を退場する前に、各装備品に 大会ステッカーが貼られている事を確認すること。
  - 3.7.(c) もしも 大会中に ステッカーが 剥がれた場合には、テクニカル委員会 または大会事務局  
に申し出て、代りのステッカーを貼って下さい。

#### 4. クラス規則違反のペナルティ方式 (SP)

1 昨年 までの ジュリー の裁量 による 判決 (DPI) に 代り、昨年 からは 標準ペナルティ (SP) を 採用 して います。これは 『テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』です。海上計測などでクラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点します。競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には 救済要求の締め切り時間までに、救済の要求書を プロテスト委員会に提出することができます。

#### 5. 海上計測 (レース直後の計測) と罰則

フィニッシュ直後に 着順 10位 までの中から 3艇を 検査 します。各レースで上位10位までにフィニッシュした艇は、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインのスターボードに位置する計測艇に向かわなければならない。海上計測を受けるまで、艇にいかなる調整もしてはならない。【SI 19 参照】

#### 6. 罰則 標準ペナルティ (SP)

##### 6.1 中程度のペナルティ フリート艇数 10% と同等のペナルティ

- 6.1(a) -- アカ汲みが ハルに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- (b) -- パドルが ハルに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- (c) -- ダガー ボードがハルに取り付けられていなかった (CR 3.3.4)
- (d) -- もやいロープが マストステップ/マストスウォートに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- (e) -- 笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2)
- (f) -- 1本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- (g) -- 2本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- (h) -- セールタイ (ガラミ) 1本が 偶然に無くなっていた (CR 6.6.3.4)
- (i) -- ブーム張り索とブームとの間隔が100mm以上であった (CR 3.5.3.8)

##### 6.2 重大なペナルティ フリーットの艇数 30% と同等のペナルティ

- 6.2(a) -- アカ汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- (b) -- 笛が無かった (CR 4.2)
- (c) -- ハルにマストを付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- (d) -- セールがマストの2本のバンドから外れている (CR 3.5.2.7)
- (e) -- 2本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- (f) -- 3本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- (g) -- スロート、タック、クリューのハトメの位置で 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- (h) -- 中程度のペナルティが繰り返された (中程度のペナルティが3回以上場合の合計は30%)

##### 6.3 失 格

- 6.3(a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない艀装品の使用
- (c) -- 重大なクラス規則違反を繰り返した